

健康まちづくりの取組について

国土交通省 都市局

- 都市のコンパクト化は、縮退均衡を目指すものではなく、居住や都市機能の集積による「密度の経済」の発揮を通じて、
- ・ 生活サービス機能維持や住民の健康増進など、**生活利便性の維持・向上**
 - ・ サービス産業の生産性向上による**地域経済の活性化**（**地域の消費・投資の好循環の実現**）
 - ・ 行政サービスの効率化等による**行政コストの削減**
- などの**具体的な行政目的を実現するための有効な政策手段**。



コンパクト・プラス・ネットワークのための計画制度

- 都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、都市全体の構造を見渡しながら、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導と、それと連携して、公共交通の改善と地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保・充実を推進。
- 必要な機能の誘導・集約に向けた市町村の取組を推進するため、計画の作成・実施を予算措置等で支援。

立地適正化計画 (市町村が作成)

【改正都市再生特別措置法】(平成26年8月1日施行)

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

拠点エリアへの医療、福祉等の都市機能の誘導

◆都市機能(福祉・医療・商業等)の立地促進

- 誘導施設への税財政・金融上の支援
- 福祉・医療施設等の建替等のための容積率の緩和
- 公的不動産・低未利用地の有効活用

◆歩いて暮らせるまちづくり

- 歩行空間の整備支援

歩行空間や自転車利用環境の整備

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- 誘導したい機能の区域外での立地について届出、市町村による働きかけ
- 誘導したい機能の区域内での休廃止について届出、市町村による働きかけ

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

公共交通沿線への居住の誘導

◆区域内における居住環境の向上

- 住宅事業者による都市計画等の提案制度

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ

地域公共交通計画 (市町村・都道府県が作成)

【改正地域公共交通活性化再生法】

(令和2年11月27日施行)

- ◆まちづくりとの連携
- ◆地方公共団体が中心となった地域公共交通ネットワークの形成の促進

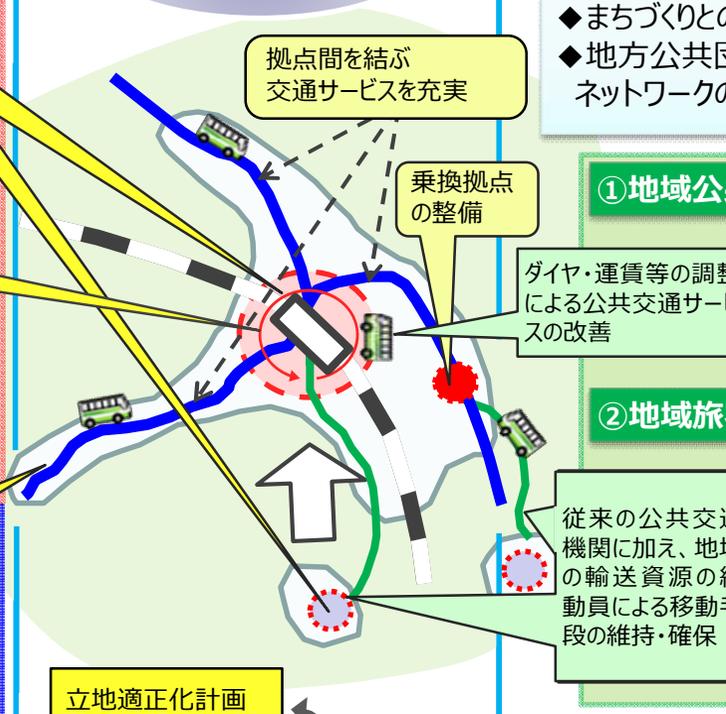
①地域公共交通利便増進実施計画

- 路線等の見直し
- 等間隔運行、定額制乗り放題運賃等のサービスを促進等

②地域旅客運送サービス継続実施計画

- 路線バス等の維持が困難な場合に、地方公共団体が、関係者と協議の上、公募により代替する輸送サービス(コミュニティバス、デマンド交通、タクシー、自家用有償旅客運送、福祉輸送等)を導入

多極ネットワーク型コンパクトシティ



立地適正化計画

地域公共交通計画

連携

好循環を実現

国土交通大臣の認定

関係法令の特例・予算支援の充実

現状と課題

- 駅前など人が集まる場所での歩行者空間の確保や、シャッター街化した商店街の再生など、まちなかにおけるにぎわい創出は多くの都市に共通する課題。

歩行者空間が不足した駅前



シャッター街化した商店街



- 一部の先進的な地域では、車道の広場化や民地のオープンスペース化などの取組により、まちなかの商業床面積や歩行者通行量の増加などの効果がみられる。

車道の広場化の事例

駅前の歩行者空間の割合

26% → 67%
(取組前) (取組後)

駅周辺の商業床面積

約83ha → 約85ha
(H20) (H25)



姫路市姫路駅前

民地のオープンスペース化の事例

歩行者通行量
約2.3倍
(H25.8 → H29.3)



日南市油津商店街

既存ストックを最大限活用しつつ、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を官民一体となって形成し、都市の魅力を向上させることが必要

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」形成のイメージ

※地域特性に応じた取組を、歩ける範囲のエリアで集中的あるいは段階的に推進
 ※人口規模の大小等を問わず、その特性に応じた手法で実施可能



「居心地が良く歩きたくなるまちなか」

Walkable

歩きたくなる

居心地が良い、人中心の空間を創ると、まちなかに出かけたいくなる、歩きたくなる。

Eye level

まちなかに開かれた1階

歩行者目線の1階部分等に店舗やラボがあり、ガラス張りで見えやすく、人は歩いて楽しくなる。

Diversity

多様な人の多様な用途、使い方

多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。

Open

開かれた空間が心地よい

歩道や公園に、芝生やカフェ、椅子があると、そこに居たいくなる、留まりたいくなる。

都市構造の改変等

- **都市構造の改変** (通過交通をまちなか外へ誘導するための外周街路整備等)
- 都市機能や居住機能の**戦略的誘導と地域公共交通ネットワークの形成**
- **拠点と周辺エリアの有機的連携**
- **データ基盤の整備** (人流・交通流、都市活動等に係るデータプラットフォームの構築等) 等

○ 昨年9月、都市再生特別措置法の改正法を一部施行し、まちなかにおいて多様な人々が集い交流することができる「居心地が良く歩きたくなる」空間(ウォーカブル空間)の創出を推進。

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を 法律・予算・税制等のパッケージにより支援

予算支援

- ・街路の広場化等の歩行者滞在空間の創出を交付金等により支援



税制特例

- ・民地のオープンスペース化や建物1階部分のガラス張り化等を行う場合に、固定資産税を軽減



滞在快適性等向上区域



法律による規制

- ・メインストリート側の駐車場の出入口の設置を制限



法律による特例

- ・民間事業者による公園内のカフェ・売店等の設置を推進



金融支援

- ・都市再生推進法人によるベンチの設置、植栽等を低利貸付により支援



福井駅前の屋根付き広場におけるボルダリングイベント



丸の内仲通りににおける綱引きイベント

ウォーカーブル推進都市一覧 (令和2年12月31日時点)

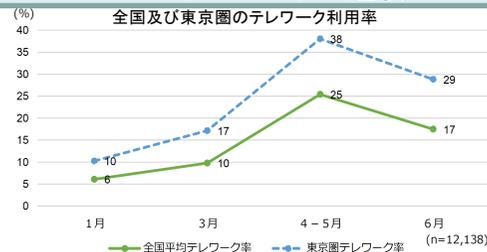
※ウォーカーブル推進都市は随時募集を受け付けている。

1	北海道札幌市	42	茨城県大洗町	83	東京都中野区	124	長野県	165	愛知県知多市	206	奈良県宇陀市	247	福岡県飯塚市
2	北海道函館市	43	茨城県境町	84	東京都杉並区	125	長野県長野市	166	愛知県尾張旭市	207	奈良県田原本町	248	福岡県田川市
3	北海道旭川市	44	栃木県宇都宮市	85	東京都豊島区	126	長野県松本市	167	三重県四日市市	208	奈良県上牧町	249	福岡県柳川市
4	北海道室蘭市	45	栃木県足利市	86	東京都荒川区	127	長野県岡谷市	168	滋賀県大津市	209	和歌山県和歌山市	250	福岡県春日市
5	北海道北広島市	46	栃木県小山市	87	東京都足立区	128	長野県諏訪市	169	滋賀県彦根市	210	鳥取県鳥取市	251	福岡県大野城市
6	北海道黒松内町	47	栃木県下野市	88	東京都八王子市	129	長野県小諸市	170	滋賀県草津市	211	鳥取県米子市	252	福岡県古賀市
7	北海道沼田町	48	栃木県上三川町	89	東京都武蔵野市	130	長野県茅野市	171	滋賀県守山市	212	鳥取県倉吉市	253	福岡県うきは市
8	北海道東神楽町	49	群馬県前橋市	90	東京都三鷹市	131	長野県佐久市	172	滋賀県東近江市	213	鳥取県境港市	254	福岡県川崎町
9	北海道土幌町	50	群馬県館林市	91	東京都府中市	132	岐阜県岐阜市	173	滋賀県愛荘町	214	島根県松江市	255	佐賀県
10	青森県青森市	51	埼玉県さいたま市	92	東京都調布市	133	岐阜県大垣市	174	京都府京都市	215	島根県江津市	256	佐賀県佐賀市
11	青森県弘前市	52	埼玉県熊谷市	93	東京都町田市	134	岐阜県高山市	175	京都府長岡京市	216	島根県津和野町	257	佐賀県基山町
12	青森県八戸市	53	埼玉県所沢市	94	東京都東村山市	135	岐阜県関市	176	京都府八幡市	217	岡山県岡山市	258	佐賀県上峰町
13	青森県黒石市	54	埼玉県本庄市	95	東京都国分寺市	136	岐阜県美濃加茂市	177	京都府南丹市	218	岡山県倉敷市	259	長崎県長崎市
14	青森県五所川原市	55	埼玉県春日部市	96	東京都福生市	137	岐阜県各務原市	178	京都府久御山町	219	岡山県高梁市	260	熊本県熊本市
15	青森県十和田市	56	埼玉県戸田市	97	東京都狛江市	138	静岡県静岡市	179	大阪府大阪市	220	広島県広島市	261	熊本県菊池市
16	青森県むつ市	57	埼玉県朝霞市	98	東京都多摩市	139	静岡県浜松市	180	大阪府堺市	221	広島県呉市	262	熊本県南関町
17	岩手県盛岡市	58	埼玉県志木市	99	東京都稲城市	140	静岡県沼津市	181	大阪府岸和田市	222	広島県三原市	263	熊本県益城町
18	岩手県花巻市	59	埼玉県和光市	100	神奈川県横浜市	141	静岡県熱海市	182	大阪府豊中市	223	広島県尾道市	264	熊本県あさぎり町
19	宮城県仙台市	60	埼玉県幸手市	101	神奈川県川崎市	142	静岡県三島市	183	大阪府池田市	224	広島県福山市	265	大分県
20	宮城県塩竈市	61	埼玉県美里町	102	神奈川県相模原市	143	静岡県島田市	184	大阪府泉大津市	225	広島県府中市	266	大分県大分市
21	宮城県柴田町	62	埼玉県宮代町	103	神奈川県鎌倉市	144	静岡県富士市	185	大阪府高槻市	226	山口県宇布市	267	大分県別府市
22	秋田県秋田市	63	埼玉県杉戸町	104	神奈川県逗子市	145	静岡県焼津市	186	大阪府貝塚市	227	山口県山口市	268	大分県中津市
23	秋田県横手市	64	千葉県千葉市	105	神奈川県厚木市	146	静岡県掛川市	187	大阪府枚方市	228	山口県防府市	269	大分県日田市
24	秋田県湯沢市	65	千葉県木更津市	106	神奈川県大和市	147	静岡県藤枝市	188	大阪府茨木市	229	山口県長門市	270	大分県佐伯市
25	秋田県鹿角市	66	千葉県松戸市	107	新潟県新潟市	148	静岡県袋井市	189	大阪府八尾市	230	山口県周南市	271	大分県臼杵市
26	秋田県由利本荘市	67	千葉県野田市	108	新潟県三条市	149	静岡県湖西市	190	大阪府河内長野市	231	徳島県徳島市	272	大分県津久見市
27	山形県山形市	68	千葉県習志野市	109	新潟県見附市	150	愛知県名古屋	191	大阪府羽曳野市	232	香川県高松市	273	大分県竹田市
28	福島県	69	千葉県柏市	110	富山県富山市	151	愛知県豊橋市	192	大阪府門真市	233	香川県丸亀市	274	大分県豊後高田市
29	福島県福島市	70	千葉縣市原市	111	富山県高岡市	152	愛知県岡崎市	193	大阪府高石市	234	香川県坂出市	275	大分県杵築市
30	福島県会津若松市	71	千葉県流山市	112	石川県金沢市	153	愛知県一宮市	194	大阪府東大阪市	235	香川県善通寺市	276	大分県宇佐市
31	福島県郡山市	72	千葉県八千代市	113	石川県小松市	154	愛知県瀬戸市	195	大阪府大阪狭山市	236	香川県観音寺市	277	大分県豊後大野市
32	福島県須賀川市	73	千葉県白子町	114	石川県加賀市	155	愛知県半田市	196	大阪府熊取町	237	香川県多度津町	278	大分県由布市
33	福島県棚倉町	74	千葉県長柄町	115	石川県能美市	156	愛知県春日井市	197	兵庫県神戸市	238	愛媛県松山市	279	大分県国東市
34	茨城県水戸市	75	東京都	116	石川県野々市市	157	愛知県刈谷市	198	兵庫県姫路市	239	愛媛県大洲市	280	大分県日出町
35	茨城県土浦市	76	東京都新宿区	117	福井県福井市	158	愛知県豊田市	199	兵庫県西宮市	240	愛媛県内子町	281	大分県玖珠町
36	茨城県石岡市	77	東京都墨田区	118	福井県敦賀市	159	愛知県安城市	200	兵庫県伊丹市	241	高知県高知市	282	宮崎県宮崎市
37	茨城県下妻市	78	東京都品川区	119	福井県大野市	160	愛知県蒲郡市	201	兵庫県西脇市	242	高知県南国市	283	宮崎県小林市
38	茨城県笠間市	79	東京都目黒区	120	福井県鯖江市	161	愛知県犬山市	202	兵庫県加西市	243	高知県四万十市	284	宮崎県綾町
39	茨城県取手市	80	東京都大田区	121	福井県あわら市	162	愛知県新城市	203	兵庫県新温泉町	244	福岡県北九州市	285	宮崎県高鍋町
40	茨城県つくば市	81	東京都世田谷区	122	福井県越前市	163	愛知県東海市	204	奈良県大和郡山市	245	福岡県福岡市	286	宮崎県川南町
41	茨城県ひたちなか市	82	東京都渋谷区	123	山梨県甲府市	164	愛知県大府市	205	奈良県桜井市	246	福岡県久留米市	287	鹿児島県霧島市
										248	福岡県久留米市	288	鹿児島県中種子町

【参考】新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性（概要）（R2.8.31公表）

■新型コロナ危機を契機とした変化

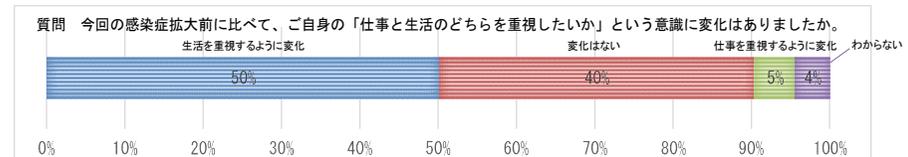
テレワークの進展



(※)テレワーク利用率：インターネット調査モニターである事業者(自営業主等を含む)に対して、テレワークの利用の有無を調査し、有と回答した者の割合
(※)東京圏：東京、神奈川、埼玉、千葉

(出典)「第2回テレワークに関する事業者実態調査報告書」(令和2年8月2日(公財)NIRA総合研究開発機構)

生活重視に意識が変化



(出典)「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(令和2年6月21日内閣府政策統括官(经济社会システム担当))

- 職住近接のニーズが高まり、働く場と居住の場の融合が起こっていく可能性
- オフィス需要に変化の可能性。老朽中小ビルなどは余剰発生の可能性

- 東京一極集中の是正が進みやすくなる可能性
- ゆとりあるオープンスペースへのニーズの高まり

※なお、感染症対策という面では、ハード面の対応のみならず、日常の手洗い、体調不良の際は休むといったソフト面の対応の徹底が重要

都市の持つ集積のメリットは活かしつつ、「三つの密」の回避、感染拡大防止と経済社会活動の両立を図る新しいまちづくりが必要

■今後の都市政策の方向性

ヒアリングを踏まえれば、人や機能等を集積させる都市そのものの重要性に変わりはなく、国際競争力強化やウォーカブルなまちづくり、コンパクトシティ、スマートシティの推進は引き続き重要。こうした都市政策の推進に当たっては、新型コロナ危機を契機として生じた変化に対応していくことが必要。

- 大都市は、**クリエイティブ人材を惹きつける良質なオフィス**、住環境（住宅、オープンスペース、インターナショナルスクール等）、文化・エンタメ機能等を、郊外、地方都市は、住む、働く、憩いといった様々な機能を備えた「**地元生活圏の形成**」を推進
- 大都市、郊外、地方都市それぞれの**メリット**を活かして魅力を高めていくことが重要
- 様々なニーズ、変化、リスクに対応できる**柔軟性・冗長性を備えた都市**が求められる
- 老朽ストックを更新し、ニューノーマルに対応した機能**（住宅、サテライトオフィス等）が提供されるリニューアルを促進
- 郊外や地方都市でも必要な公共交通サービスが提供されるよう、**まちづくりと一体となった総合的な交通戦略**を推進
- 自転車を利用しやすい環境**の一層の整備が必要

- 街路空間、公園、緑地、都市農地、民間空地などまちに存在する**様々な緑やオープンスペースを柔軟に活用**
- リアルタイムデータ等を活用し**、ミクロな空間単位で人の動きを把握して、平時・災害時ともに過密を避けるよう**人の行動を誘導**
- 避難所の過密を避けるための**多様な避難環境の整備**



良質なオフィス、テレワーク環境の整備



居心地の良いウォーカブルな空間の創出



都市空間へのゆとり（オープンスペース）の創出

上記の都市政策の実現に向けた具体的方策を検討するため、昨年10月に**有識者からなる「デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会」**を設置。令和2年度末を目途にとりまとめ予定。